

～太陽光発電システムを設置されているお客様へのお知らせ～

平成29年4月1日に、改正FIT法（再生可能エネルギーの固定買取価格制度の改正）が施行され、平成24年7月以降に太陽光発電システムの認定を受け、発電を開始しているお客様につきましては、新制度への移行手続き（事業計画書の提出）が必要となりました。

平成29年9月30日までに、経済産業省へ事業計画書の提出を行わなければ、設備認定が失効します。

詳しい内容につきましては、弊社フリーダイヤル（0120-578-666）または、経済産業省資源エネルギー庁のホームページでご確認ください。[\(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/\)](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/)

こちらをご確認ください

固定価格買取制度

グリーン投資減税

固定価格買取制度
地方自治体等への
情報提供

各種支援制度

パンフ・資料

平成29年4月からの新制度での
手続きなどに関する情報は
こちら

制度の概要

買取価格・
期間等

買取制度の
法令・契約

減免認定
手続

審議会・
算定委員会等

よくある
質問

※ 経済産業省資源エネルギー庁 HP より抜粋